

第 16 回議会改革特別委員会

日時：令和 7 年 5 月 23 日（金）午前 9 時 50 分～

場所：市役所 3 階 委員会室

標準市議会傍聴規則の一部改正されたことに伴い、準拠する本市議会傍聴規則一部改正について協議を行った。

【協議】

平成 26 年 3 月に開かれた議会とするため、本市議会傍聴規則を全文改正により、傍聴人に対する制限ができないため、下記の傍聴できない事項等についての改正内容について確認した。

- ① 一般傍聴席の定員について、現在の座席数の明記。
- ② 傍聴席に入ることができない者の規定。
- ③ 傍聴人の守るべき事項についての規定。
- ④ 体調管理のための水分補給の規定。

【結果】

協議結果の①～④について、改正内容を確認し協議した結果、改正案のとおり、今後の議会運営委員会に諮ることとした。